

愛知県立芸術大学文化財保存修復研究所共同研究取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、文化財保存修復研究所（以下「研究所」という。）における共同研究の取扱いにおいて、愛知県公立大学法人における共同研究取扱規程（以下「規程」という。）第5条の規定に基づく受入れの決定に係る手続き及び第8条の規定に基づく共同研究費に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要領で、「研究所における共同研究」とは、規程第2条に定める研究のうち、研究所所員が研究所において行うものをいう。

(間接経費)

第3条 規程第8条第3項に定める間接経費の率は、共同研究費の20パーセントとする。

(受入れの審議)

第4条 研究所における共同研究の申請について、規程第5条第1項の規定に基づく受入れの審議は、研究所運営委員会で行うものとする。

(その他)

第5条 この要領に定めのない事項については、規程に定めるとおりとする。

附 則

この要領は、令和6年10月1日から施行する。